



～コラム～
奄美の山
ひとり歩き

東北地方太平洋沖地震・巨大津波で起きた原発事故では、私たち人間は自らの便利さや利益ばかりを考えて発想・行動していくはいけないのではないかと考えさせられた。これまで当たり前だったものの考え方や行動様式を捨てたり、変えたりして前に進んでいくことは簡単ではなく時として苦しいんだろうが、立ち向かわなければ未来は来ない。『できないかもしれない…』、『無理なんじゃないか？？』と不安もよぎる。

なでしこジャパンが女子サッカーワールドカップで優勝した。日本がワールドカップに出場・優勝するなんてかつては想像すらできなかつたが、日本サッカー界が諦めずに努力を積み重ね、目標に向かって前進してきた結果なのだろう。

豊かな自然を後世に引き継ぎ、奄美をさらに素晴らしい島々にすることも同じではないかと感じている。過去は変わらない。でも、変化を恐れず努力を重ねていけば道（未来）はきっと切り開くことができる。（T）

編 集 後 記

ケンムン。昔、おじが「絶対いない」とユタ神様に言ったら「あら？ そしたら会わせてあげる」と真顔で言われ、怖くなつて丁重にお断りした事があるそうです。また、ケンムンは、「自然を賢く持続的に利用する術」を教えるために作られた架空の生き物だとの説も。いずれにせよ、ケンムンに怒られないよう、自然へ感謝することを忘れないようにしたいと思うでした。（黒豚編集長）

連絡先：環境省奄美自然保護官事務所
電話：0997-55-8620

NEWS

このニュースレターでは、奄美群島にお住まいのみなさんに、世界自然遺産登録や国立公園指定に向けた取組状況をお知らせします。ぜひお読みいただき、奄美のことと一緒に考えていきましょう！

LETTER

【奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けた】

課題

平成23年度も押し迫ってきました。奄美地域の世界自然遺産登録とそれを念頭に置いた国立公園指定への取り組みも今後佳境を迎えていきます。

今号では、まず最初に遺産登録に向けた課題や、他の遺産登録地が登録

4 ページ
発信！

奄美 シマの自然と文化を

世界へ！

発行：環境省奄美自然保護官事務所

不定期発行

12 冬

①重要な地域の（国立公園などの）保護地域指定と適切な保護管理

- 科学的データに基づく保護管理の実施
- 世界自然遺産区域での厳正な保護の実施
- 遺産区域管理計画の策定と管理体制の構築

②地域の生態系配慮と緩衝地域設定

- 動植物の生息地生育地や山地～海岸の森林の連続性やまとまりの確保、環境への悪影響の抑制・緩和
- 遺産区域への外部からの悪影響を緩和・回避するための緩衝地域の設定

③外来種対策

- マンガース、ノネコなど生態系に悪影響を及ぼす外来種への対策

④希少動植物の保護対策（採集者対策）

- 法的規制の整備
- 林道などの適切な管理によるアクセスコントロール
- 監視強化

⑤地域の理解と協力

時に受けた参考となる指摘・勧告について紹介します。これらは世界自然遺産登録へのハードルでもあります、奄美地域が持続可能な方法で発展し、豊かな自然を将来世代に引き継ぐためのハードルとも受け取れます。

①適正な観光利用の推進

- 世界遺産登録後の利用者増加と、それに伴う観光管理の課題を考慮したエコツーリズム戦略の開発の必要性
例：登山道の管理方針策定、国立公園の地域の重要性に応じた利用の提供、一地域への利用の集中の回避（利用分散）策の実施等

※自然保護だけを考慮するのではなく、「自然保護」、「良質な自然体験の提供」及び「地域の経済（観光）との連携」がうまくバランスされることが重要。

②世界自然遺産区域の保護管理

- 保護管理のための指標（保護管理がうまくできているかを確認するための基準）の開発と遺産区域管理計画への取り込み
- 遺産区域への外部からの悪影響を抑制・緩和する緩衝地域（パッファーゾーン）の設定

指 摘 勧 告

【他地域（知床・小笠原）が遺産登録の際に受けた、参考とすべき】



環境

省では、世界自然遺産登録を念頭に置いた国立公園の（観光）利用について検討を重ねてきました。今年度は奄美大島の森林地域に対象地を絞って世界自然遺産登録を見据えた適正な利用の方向性・方策について検討を行っています。

1月13日に自然や観光の有識者や関係者、地元行政機関等が集まり、第1回検討会が奄美市名瀬で開催されました。

会議では、まず世界自然遺産登録に向けた課題（前頁）が説明され、その後奄美大島の森林地域の現況、保護や利用上の課題、適正利用の方向性・方策案が事務局から提示されました。

適正利用の方向性・方策案として、

既存施設の自然体験機能の強化と新規拠点施設の整備、利用地点における保護と利用を考慮した施設整備と古道等を活用した体験ルート設定、重要エリアでの利用コントロール、夜の動物観察に使用される道路でのルール策定等が提示され、議論の中で以下のような意見が印象に残りました。

- 奄美の森には古道が多く存在する。これらをうまく活用することで多彩な体験プログラムが可能になるだろう。

- 観光利用の増加により自然への負荷も増大するので注意深く検討する必要がある。既存施設を充実させることが重要。深い森に入らなくてもこれらの周辺で奄美らしい自然体験ができるようにしてほしい。

- 夜の動物観察に使用される道路では、クロウサギの交通事故や混雑を

考慮すれば将来的にルール設定が必要になるだろう。

- 利用を考える際、まず島全体の利用を考え、そこから国立公園の利用や森林地域の利用と絞っていくのがよい。また、利用者がどの位増加するか想定して考えるべき。

- 奄美地域の国立公園のコンセプトは、「生態系管理型」と「環境文化型」。

事務局案では「環境文化型」の側面が弱い。もっと考えて打ち出すべき。

- 施設整備については、奄振予算など色々な財源を用いることを考えていくべき。

- 利用コントロールについては、屋久島の例を見れば、世界遺産に登録されてからでは難しくなる。早めに検討すべき。



■さまざまな意見が出された検討会

奄美大島の適正利用のイメージ図

【中心エリア】
○自然保護を最優先し、利用コントロールを実施
○少なくとも、動力車両による入り込みは制限し、歩行等人力利用においても利用ルールを定め、自然への悪影響を防止し良質な利用体験を確保

【湯湾岳・福元エリア】
○既存施設の自然体験拠点としての機能強化を図るとともに、少人数ガイドツアーに対応したルート設定や展望施設設置等によりエリアとしての魅力向上
○将来的に湯湾岳の利用者増加が生じ、自然保護上の問題が顕在化した場合、上記拠点を起点としたマイカー規制・シャトルバス運行を検討
○湯湾岳登山道において、歩道拡幅や植生への悪影響が懸念される区間への木道設置、既存展望地への簡易な展望施設設置、及び古道を活用した利用ルートのループ化等による利用体験の多様化

中部地域
○自然保護上特に重要性の高いエリアについては利用のコントロールを行い、周辺部では利用拠点施設機能を配置して利用圧の抑制・分散を図りつつ良質な利用体験を提供

北部地域
○奄美の森の入口における、自然や利用上の注意事項等に関する情報提供の場としての機能強化

【金原エリア】
○近傍にトイレ及び小規模駐車スペースの設置、及び散策区間に於ける利用体験の質の低下を防止するための道路通行規制
○混雑が予想される期間には、マイカー規制・シャトルバス運行と一方通行規制を組み合わせることにより混雑影響を回避
○手鞋に照葉樹林を体験できる歩道等の整備
○少人数ガイドツアーに対応した古道を活用したルート設定

【住用エリア】
○奄美の森や自然について学べる場として、ある程度の大人利用を想定した利用拠点施設を整備
○周辺に散在する古道・滝・川等の資源を活用したプログラムを開発

【その他：夜間の動物観察について】
○夜間利用による動物生息への影響緩和・限定を図るため、夜の動物観察について、速度・時間制限等のルールを設定
○より多くの利用者が夜の動物観察時に観察できる機会を確保する仕組み作りは検討課題

南部地域
○国道や県道の沿線において、奄美の森林景観を堪能できるよう沿線景観に配慮（特に、役勝川に沿って走る区間や住用から古仁屋や湯湾岳集落に向かう区間（中部地域も含む）は重要）
○少人数ガイドツアーに対応した古道を活用したルート設定検討

1:200,000

0 2.5 5 10 15 km

Q&A

● 世界遺産とは何ですか？

●世界遺産とは、通称「世界遺産条約」という条約に基づいて「世界遺産一覧表」というリストに登録（記載）された自然地域や文化財のこと、国家や民族を超えて人類が共有し、次世代に受け継いでいくべき価値を持つものがリストに登録（記載）されます。つまり、世界遺産とは「人類共通の宝」ということができます。世界遺産は、自然遺産、文化遺産、自然遺産と文化遺産の両方の要素を併せ持つ複合遺産の3種類があり、2011年11月時点では文化遺産725件、自然遺産183件、複合遺産28件が登録されています。このうち文化遺産12件、自然遺産4件が日本国内の世界遺産です。

● 奄美の何が世界遺産に登録できるほどすばらしいのですか？

●奄美を含む琉球諸島は、平成15年に環境省と林野庁により世界自然遺産の候補地（世界遺産として推薦すれば基準を満たす可能性がある自然を有している地域）に知床、小笠原とともに選ばれました。評価されたのは、大陸とくつついたり離れたりを繰り返して今姿になった島々の成り立ちを反映して、

「奄美の国立公園、世界自然遺産って？」「そもそもところがよくわからん！」という方も多いいらっしゃるのでは？そこで、国立公園や世界自然遺産の基本的なことをQ&A形式で紹介していきます。

既に大陸では絶滅してしまった生き物（遺存固有種）が生き残っていたり、生き物がそれぞれの島で独自の進化をとげて固有種となっているといった点です。そのほか絶滅のおそれのある動植物の生息地生育地として非常に重要な地域であること等も評価されています。つまり、固有・希少な動植物の生息地生育地として奄美は、非常に重要な地域であるということです。これら固有・希少な動植物の多くは亜熱帯照葉樹林を住み処としているので、固有・希少な動植物を含む亜熱帯照葉樹林の生態系が世界遺産級と評価されたと言えるでしょう。

●世界遺産に登録されると厳しい規制がかかり、何もできなくなるのではないかですか？

●世界自然遺産を人類共通の宝として後世に引き継ぐ責任は、その国と国民が負うことになり、その保護管理も国内の法律・制度に沿って行われます。奄美の場合、世界自然遺産としての保護担保措置を国立公園指定等とすることで「自然公園法」等の制度に沿って世界自然遺産区域の保護管理が行われることになります。保護のための行為規制についても自然公園法等の制度に沿った制限が適用されます。ただし、一般的には世界自然遺産区域は国立公園の中でも規制が非常に厳しい区域が推薦されることが多いです。

●世界遺産に登録されるとどんな効果があるんですか？

●一般的に世界遺産登録されれば、国内的にも国際的にも知名度は向上します。この知名度の向上をうまく活かすことができれば、観光地としてのイメージアップや観光振興、農産物等物産のブランド化、交流人口や居住者人口への好影響などが効果として考えられます。また、自分の住む地域が人類共通の宝として認められることによる誇りや地域を大事にする心の醸成が期待されるほか、遺産登録までのプロセスや登録後の取り組みを通じて自分の住む地域を改めて見つめ直し地域の将来を考える大きなキッカケとしての効果が考えられます。ただし、これらは世界遺産になれば必ず得られるわけではなく、従来からの地域の努力があって得られるものと考えられます。

●奄美は、単独で世界遺産に推薦・登録されるのですか？

●大陸とくつついたり離れたりを繰り返して今姿になった島々の成り立ちを反映して、既に大陸では絶滅してしまった生き物（遺存固有種）が生き残っていたり、生き物がそれぞれの島で独自の進化をとげて固有種となっているといった点が評価されることを考えれば奄美単独で世界遺産としての価値証明をするには十分ではなく、沖縄の他地域と一緒にすれば世界遺産登録は難しいと考えています。

●奄美群島の全島が世界遺産に推薦・登録されるのですか？

●固有・希少な動植物を含む亜熱帯照葉樹林の生態

系が評価されているので、世界遺産に推薦される区域は奄美大島と徳之島の森林地域が主となることが想定されます。ただし、大陸とくつついたり離れたりを繰り返して今姿になった島々の成り立ちを反映してきた自然は、奄美大島、徳之島だけでなく琉球諸島全体なので、島に世界遺産推薦区域がなくとも「なんだ、うちの島は入らないのか」とがっかりせずに自分たちの住む島の自然を大切にするとともに、琉球諸島・奄美群島全体の代表選手として奄美大島・徳之島を応援してください。

● 国立公園とは何ですか？

●国立公園とは、自然公園法という法律に基づいて指定される「自然公園」の一一種です。自然公園は、地域の自然そのものや自然風景を保護するとともに、それらをレクリエーションや教育などに活かすことを目的とした自然を主とする公園です。自然そのものや自然風景を保護することが目的となっているので、自然を保護する「保護地域」の一種とも考えられています。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がありますが、国立公園はその中でも我が国を代表する優れた自然の地域が指定され、いわば日本を代表する自然地域で「國も宝」と言えます。現在、国立公園は全国に29ヵ所指定されており、国土面積の約6%を占めています。

●現在、「奄美群島国定公園」が指定さ

れていますが、国立公園と国定公園との違いは何ですか？

●国定公園は、我が国を代表する優れた自然の地域である「国立公園」に準ずる優れた自然の地域が指定され、国立公園に次ぐ自然公園です。また、国立公園は国が指定し国が管理を行うのに対して、国定公園は国が都道府県の申し出に基づき指定して、都道府県が管理を行う点が異なります。しかし、国立公園も国定公園も、自然公園法に基づき管理がなされるので規制内容についてはどちらも同じです。

● 国立公園に指定されると何もできないのですか？

●国立公園は、その目的である自然そのものや自然の風景の「保護」のため、指定されれば一定の行為に規制がかかります（許可制又は届出制）。ただし、国立公園区域=「何もできない」ということではありません。国立公園の区域は、その保護の重要性の高さに応じて陸域では5種類、海域では2種類の地種区分（ゾーニング）がなされ、規制の強弱も地種区分により異なります。最も重要な地域は厳正に保護する必要があるため厳しい規制がかかります（特別保護地区や第1種特別地域）が、事前に届出をすればいいという緩い規制の地域もあります（普通地域）し、住民生活等の維持のためにあらかじめ規制の適用を受けない行為も定められています。

●国立公園になるとどんな行為が規制されるのですか？

●建物の建築や道路・駐車場設置など工作物の新規建築、木竹の伐採（林業含む）、農地改良など土地の形状変更、土石・鉱物の採取・掘採（採石業含む）、河川・湖沼等の水位水量の増減（取水、ダムによるせき止め等）、水面の埋立干拓、広告物の掲出等、建物や工作物の色彩の変更、動植物の捕獲・採取・殺傷・損傷などがゾーニングに応じた強さで規制されます。

● 奄美群島では、国立公園指定地のすべてが世界自然遺産に登録されるのですか？

●世界自然遺産として推薦されるのは、固有・希少な動植物の生息地生育地で、国立公園として厳しい規制がかかっている区域になることが想定されます。このため、国立公園指定地の全域が世界自然遺産に推薦されるわけではありません。ただし、国立公園の区域で、世界自然遺産推薦区域の周辺にあたる地域は、世界自然遺産推薦区域への悪影響を緩和する緩衝地域（バッファーゾーン）として位置づけられることになると想定されます。

●新たに指定される国立公園と今既に指定されている奄美群島国定公園の関係は？

●新たに国立公園を指定するにあたり、奄美群島国定公園の一部は国立公園に編入され、編入されない区域は国定公園指定が解除されることが想定されます。